

一般社団法人ペットライフデザイン協会会員規約

第1条(目的)

本規約は、一般社団法人ペットライフデザイン協会(以下「当法人」という)の会員制度運用について必要な事項を定める。

第2条(資格)

以下に定める事項を会員資格とする。

(1) 正会員

協会の目的に賛同し、普及と振興に協力するために入会した個人又は法人

(2) 賛助会員

協会の目的に賛同し、協会が発信する各種情報の取得をするために入会した個人

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

3 賛助会員は会員総会における議決権を有しない。

4 正会員は当法人役員に就任することができる(法人会員の場合は当該法人会員が指定する自然人で当法人理事会の承認を得た者)。

5 その他の会員種別は理事会において別に定める。

第3条(入会・有効期限等)

会員となるには、当法人所定の様式による申込と会費納入を行い、理事会の承認を得るものとする。

2 会員資格の有効期限は当法人所定3月からの1事業年度とし、入会申込の確認(申込書到達と入金確認)の後、理事会の承認を得た日から開始するものとし、以後については、本規約に定める退会の申し出、会員資格の喪失等の事由がない限り、自動的に1事業年度毎に更新されるものとする。

第4条(年会費等)

正会員は、下記の方法等により年会費36,000円を一括で

入しなければならない。ただし、会員資格有効期限半期(6か月)に満たない場合は半期分18,000円を納入するものとし、次年度以降は一括前納するものとする。

(1) 年会費の納入は、所定の銀行口座に振り込み支払うものとする。振込手数料は会員の負担とする。

(2) 年会費は、日割り・月割り計算をしないものとする。ただし、理事会の承認がある場合はこの限りではない。

2 当法人は、会員への事前の告知をもって、会費を事業年度毎の財務状況等に応じ変更することができるものとする。

第5条(経費等の負担)

会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。ただし、理事会の承認がある場合はこの限りではない(当法人の財務状況により必要と認める場合には、支払義務の免除等を行うことができる)。

第6条(抛出金品の不返還)

既納の入会金及び会費並びにその他の抛出金品は、いかなる理由の場合も返還しない。

第7条（入会申込の拒絶）

当法人は、入会申込が次の各号に該当する場合、入会を拒絶することができる。

- （1）申込書に虚偽の事項を記載した場合
- （2）入会申込者が、かつて除名された者であった場合
- （3）入会申込者が、本規約に反するおそれがあると代表理事が判断した場合
- （4）その他前各号に準ずる場合で、代表理事が入会を適当でないと判断した場合

2 当法人が入会を認めない場合は、速やかにその理由を付した書面をもって入会申込者にその旨を通知するものとする。

第8条（退会及び資格停止）

会員は、いつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

2 理事会で定め通知する期日までに会費の納入がない場合は、会員資格を停止することができるものとする。

第9条（除名）

当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、正会員総会の決議によりその会員を除名することができる。

第10条（会員の資格喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退会したとき。
- （2）成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- （3）死亡し、若しくは失跡宣告を受け、又は解散したとき。
- （4）2年以上会費を滞納したとき。
- （5）除名されたとき。
- （6）総正会員の同意があったとき。

第11条（会員名簿）

当法人は、会員の氏名・名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第12条（会員情報の変更）

会員は、入会申込書の記載事項について変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する。通知がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当法人はその責を一切負わない。

第13条（商号及び商標等の利用）

会員が、当法人が定めた商号、商標及び名称（その他、これらに類するものを含む。）を利用する場合は、正会員総会の承認を得るものとする。ただし、理事会の承認がある場合又は代表理事が必要であると認めた場合はこの限りではない（正会員総会の総会を得なくても商号、商標及び名称の利用を可能とする）。

第14条（守秘義務）

会員は、当法人の許可を得ずに、会員として知り得た当法人の非公開情報等を会員期間後もとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

第15条 (損害賠償)

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則・決議に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は当法人が受けた損害を当法人に賠償する。会員資格が喪失または解除された場合も、本規約は継続される。

第16条 (反社会的勢力の排除)

会員は、当法人に対し、次の各号について表明し、保証して入会するものとする。

- (1) 反社会勢力でないこと。
- (2) 反社会的勢力でなかったこと。
- (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 反社会的勢力を利用したことがないこと。
- (5) 取締役、執行役及び実質的に経営に関与するものが反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力でなかったこと、並びにそれらのものが反社会的勢力と交際がないこと及び反社会勢力と交際がなかったこと。
- (6) 自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力でなかったこと、並びにそれらのものが反社会的勢力と交際がないこと及び反社会勢力と交際がなかったこと。

2 会員は、前項に関する自己の違反を発見した場合、直ちに当法人にその事実を報告するものとする。

3 当法人は、会員が第1項の規定に違反した場合、当該会員の除名をすることができるものとする。

4 当法人は、会員が第1項の規定に違反したことにより損害を被った場合、前項に基づく除名処分にかかわらず、当該損害の賠償を当該会員に請求することができるものとする。

第17条 (委任)

本規約に定めるもののほか、当法人の会員制度運用に不足する事項は、理事会の決議により定める。

2 本規約に基づく理事会決議及び会員総会決議は本規約の一部とみなし、本規約と一体のものとして運用するものとする。

第18条 (法令の準拠及び専属的合意管轄裁判所)

本規約に定めのない事項は、すべて理事会決議、定款及び一般法人法その他の法令に従う。本規約に関して訴訟等の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条 (規約の変更)

本規約の改廃は、理事会の決議を経るものとし、会員の同意なく本規約の内容を適宜、変更できるものとする。本規約を変更した場合、当法人ホームページに掲載するほか、適宜、会員に対して通知するものとする。

附則

第1条 (施行)

本規約は平成29年4月10日より施行する。

第2条 (改正規約の施行)

本規約は平成30年3月20日より施行する。